

運営協議会における合意形成のあり方検討会 第1回議事概要

日 時： 平成22年1月21日（金） 16:00～19:00

場 所： 中央合同庁舎3号館（国土交通省）8階 自動車交通局第1会議室

秋山委員を座長に選任することについて意見なし。事務局より資料説明、関係団体からヒアリングを行い、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 運営協議会においては、法定3事項である「必要性」、「運送の区域」、「運送の対価」についてもっと合意のための協議をするべき。
その他の事項については、必要に応じて協議することで良いのでは。
- 合理的判断に基づいていないと思われるローカルルールが多く、また当該ルールの設置根拠についても理由が不明確な場合が多いため改善が必要ではないか。
- 主催者である市町村の担当者を含め、構成員の知識及び理解が不足している。
構成員は制度に対する理解をした上で、協議会に参加することが当然であると考えられるものの、構成員に対する制度説明の場を設けることも必要ではないか。
また、通達等の情報が入手しづらい環境にある。
- 運輸支局の担当者は、運営協議会の場において、制度を所管する立場としての役割を果たすべき。
- 運営協議会がなかなか開催されない場合がある（数ヶ月毎等）。このため、協議会にかけたい事案があっても、開催されないため協議されない。
- 過去に、『自家用有償旅客運送フォローアップ検討会』や『地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方検討会』などで、ニーズの把握方法や協議会のあり方について議論しており、今回同じような検討会を行う理由如何。
- 労働組合としては、運営協議会の合意形成に必要以上の制約が課されているとは認識していない。
- 旅客を有償で運送する者は、本来、公共交通機関であるバス・タクシーであり、そのために運行管理その他必要な安全対策が義務付けられている。自家用有償旅客運送はあくまでも公共交通機関の補完的な位置づけではないか。
- 地域において、どのように補完的な役割を果たすべきかについて必要な場合には、運営協議会は実情に応じて必要と認められた事項を定めることができるとされており、このため様々な運営協議会でローカルルールが定められていることは事実。